

特別支援教育 Q&A ～通級指導教室編～

通級指導教室に関して、4月から多くの質問が寄せられています。その中で、特に通常の学級の先生方に関係が深い事項をQ&Aにまとめました。各学校に配付した「通級による指導の手引き 解説とQ&A」も、ぜひご一読ください。

Q 1 通級による指導が必要な児童生徒かどうかの判断や手続きは、誰がどのようにして行うのでしょうか？

A 1

① 通級指導開始の判断について

通級による指導の対象とすることが適当な児童生徒の判断については、基本的には、校内教育支援委員会等を経て在籍校の校長が行うこととなります。

判断にあたっては、日常生活場面における行動観察や医学的診断、心理検査の結果等を基に、その子どもの実態を適切に把握する必要があります。そして、その子どもの抱える困難の原因を特定し、それが通級による指導で改善されると判断されれば開始を検討することになります。

② 手続きについて

通級による指導が適当と判断された場合、本人と保護者の同意を得て、他校通級の場合は通級指導校と協議し同意を得た上で、市教委にその旨を通知します。

Q 2 言語障害通級指導教室に情緒障害や学習障害の児童生徒が入級することはできますか？

A 2 通級指導を開始するにあたっては、児童生徒の障害に対応した教室に入ることが原則です。しかし、担当者に専門性があり、教育上効果的な指導を実施できる場合は（かつ受け入れ枠に余裕があれば）、児童生徒の障害とは異なる種別の教室に入ることが可能です。

また、LDとADHDはコミュニケーションに、LDと言語障害は発音に困難を抱えがちです。こ

のように、児童生徒の障害の状況とそれに対する指導内容が比較的類似している場合も、異なる種別の教室で指導を受けることができます。

ただし、いずれの場合も、一人の担当者への負担が大きくなるように十分留意する必要があります。

5月16日実施の「通級指導担当者研修会」で、話題になったこと

Q 3 学習が遅れ気味の子どもの通級による指導で苦手な教科の補充を行うことはできますか？

A 3 通級による指導の障害の種類及び程度は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」で示されています。単なる学習の遅れがあるだけでは、通級の指導の対象とはなりません。

○ 障害に応じた特別な指導は、障害による学習又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状況に応じて各学校の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。（学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示より）

☆ 通級による指導は、単に各教科・科目の遅れを取り戻すためのものでなく、障害による学習上又は生活上の困難を克服するためのものであるという趣旨が明確化されました。

管理職の先生、必見！

特別支援教育に関する相談はこちらへ

相談内容等	相談先
○ 幼児・児童・生徒の障害に関すること全般、特別支援学級・通級指導教室への入級の手続き、幼・保・小、小・中の情報交換に関すること、臨床心理士による指導内容・方法等への指導・助言を行う巡回相談、市教育支援委員会 等	学校教育課 指導係 電話 443-2135
○ 学校全体で取り組まなければ解決できない場合の相談（子どもと保護者への直接相談を行うことができる小中学校巡回指導員を要請する場合）、校内委員会や校内研修における指導 等 ※ 要請の手続きについては「管内小・中学校教頭研修会資料（P40）」を参照する。	東部教育事務所 （要請の書類は、学校教育課へ提出する）
○ 子どもの実態把握や障害に合わせた指導の在り方、学習環境や学習内容等についての指導・助言に関すること等（第1・2・6区域のセンター校は富山総合支援学校、第3・4・5・7区域のセンター校はしらとり支援学校です）	地域の特別支援学校 （センター校）